



第1章 はじめに

- ◆ **計画の趣旨**
ギャンブル等依存症対策を総合的に推進
- ◆ **計画の位置づけ**
ギャンブル等依存症対策基本法に定める「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- ◆ **計画の期間**
令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間
- ◆ **計画の対象・対象区域**
すべての県民・県内全市町村

※ ギャンブル等：法律の定めるところにより、行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他射幸行為

第2章 本県のギャンブル等依存症を取り巻く現状

◆ ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数（試算）

ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数	18歳以上（※1）	20歳以上（※2）
過去1年以内に該当する人	約5万2千人	約5万1千人
うちパチンコ・パチスロに最もお金を使った人	約3万8千人	約3万7千人
これまでの生涯を通じて該当する人	約29万5千人	約28万8千人

（県・横浜市ギャンブル等依存症実態調査「娯楽と生活習慣に関する調査」による）

※1 令和2(2020)年1月1日現在（県年齢別人口統計）の18歳以上の人口に県、横浜市の調査結果によるギャンブル等依存症が疑われる方の推計割合を乗じて算出

※2 令和2(2020)年1月1日現在（県年齢別人口統計）の20歳以上の人口に県、横浜市の調査結果によるギャンブル等依存症が疑われる方の推計割合を乗じて算出（国調査の対象年齢が20歳以上のため、比較するために算出）

◆ 本県における依存症対策の現状

1 普及啓発

- セミナーや講演会の開催
- リーフレット・ホームページ、動画による正しい知識の普及や相談窓口等の情報提供

2 相談支援

- 依存症相談拠点、保健福祉事務所・センター及び保健所における相談支援（ギャンブル等依存症に係る相談件数：530件（令和元（2019）年度））

3 治療支援

- 依存症専門医療機関を6か所選定し、そのうち依存症治療拠点機関を2機関選定
- 依存症治療拠点機関において、治療プログラムや研修会等を実施
- 「かながわ依存症ポータルサイト」による医療機関等の情報提供

4 回復支援

- 「かながわ依存症ポータルサイト」による、自助グループや回復支援施設等の情報周知
- 依存症治療拠点機関における自助グループや回復支援施設等への支援及び連携した取組の実施

ギャンブル等依存症に関する主な課題

- 県民誰もがギャンブル等依存症について正しく理解することが必要
- 若年層を中心とした発症防止の充実やギャンブル等依存症の発症要因となる心理的ストレスを踏まえたメンタルヘルス対策が必要
- 相談窓口の対応者や支援者の対応能力向上が必要
- 治療可能な医療機関の拡充が必要
- 発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復に向けた切れ目ない支援に向けた連携強化が必要

第3章 取組の方向性

【計画の基本理念】

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復に向けた切れ目ない支援の充実を図り、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

【計画の基本方針】

- 正しい知識の普及とギャンブル等の不適切な誘引防止
- 必要な支援につなげる相談支援と治療支援体制の充実
- 切れ目ない回復支援体制の強化
- 連携支援体制の構築と支援の質の向上

【全体目標】

- 県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。
- ギャンブル等依存症についての誤解や偏見がなくなり、ギャンブル等の問題に悩む本人やその家族等が、適切な支援につながることができる。
- 相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援体制を構築し、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が地域で安心して生活を送ることができる。

第4章 施策展開

【発症の防止】

1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発

リーフレット、ホームページ、動画等を活用した正しい知識の普及啓発や、特に若年層を対象とした発症の防止に取り組めます。

2 こころの健康づくり

職場におけるメンタルヘルス対策、地域や学校におけるこころの健康づくりを推進し、依存症の発症要因となる心理的ストレス軽減に向けた取組を進めます。

3 ギャンブル等の不適切な誘引防止

事業者等の関係機関と連携した取組を推進します。

【進行の防止】

1 相談支援体制の充実・強化

様々な相談窓口の職員がギャンブル等依存症の理解を深め、適切な支援につなげるよう取り組みます。

2 治療支援体制の充実

依存症治療拠点機関を中心した医療提供体制の充実や、医療従事者向けの研修等の医療の質の向上を図ります。

【回復及び再発防止に向けた支援】

1 回復及び社会復帰支援

必要な支援につなげる普及啓発や、就労及び復職支援、生活困窮者の支援等を行います。

2 自助グループ・回復支援施設等の活動支援

自助グループ・回復支援施設等の活動の周知や、支援のあり方について検討していきます。

【基盤整備】

1 包括的な連携協力体制の整備

ギャンブル等依存症対策推進協議会等で情報や課題を共有し、連携強化に向けた検討を行います。

2 人材の確保

支援者や医療従事者向け研修を行うとともに、人材確保に向けた検討を行います。

3 調査研究の推進等

依存症の実態把握や切れ目ない支援のあり方について検討を行います。

第5章 推進体制及び進行管理

- 県民、医療機関、事業者等の関係者と連携、協力して取組を進めます。
- 「ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、計画の進行状況や、目標の達成状況について協議を行い、必要に応じて、施策の見直しを行います。

